



平成25年度 収入支出予算の概要 (健康保険)

平成25年2月26日に開催された第54回組合会で、平成25年度予算と事業計画が承認され、4月1日より実施されます

<予算のポイント>

(1) 健康保険は現在の料率を据え置きます

納付金(高齢者医療制度に対する納付金等)が大幅増加(※)したため154百万円の経常赤字の予算となりますが、積立金を取り崩し(170百万円)不足する収入を補うことで収支の均衡を図りました。

※ 納付金 569百万円<・前期高齢者納付金 130百万円増(H23年の概算納付額89百万円に対し確定額152百万円 差異63百万円がH25年度概算納付額185百万円に加算されたため>

◆ 当健保の保険料率は協会けんぽ(※)より低い ◆

	健康保険料率	介護保険料率(※)	合計保険料率
渡辺パイプ健保	94.0/1000	14.0/1000	108.0/1000
協会けんぽ(全国平均)	100.0/1000	15.5/1000	115.5/1000
料 率 差	△6.0/1000	△1.5/1000	△7.5/1000

※協会けんぽ:健保組合を設立していない事業所の被保険者等が主に加入する医療保険(旧政府管掌健康保険)

※介護保険料率:保険料率を1/1000(0.1%)アップ、詳細は下段に掲載しました

(2) 保健事業の事業内容に変更はありません

[\(保健事業の詳細についてはここをクリック願います\)](#)

特定健康診査等実施計画(第2期/平成25年度~平成29年度)については別途ご案内します
(メタボ疾病概念に基づく、生活習慣病の重症化予防を目的とした保健指導に関する計画)

予算算出の基礎

被保険者数(年間平均)	2,600人(前年度:2,460人)		
平均標準報酬月額(年間平均)	316,000円(前年度:320,000円)		
健康保険料率	一般保険料率等	92.70/1000	
	(基本保険料率)	(45.87/1000)	加入者の医療費他
	(特定保険料率)	(46.83/1000)	高齢者医療制度の納付金
	調整保険料率	1.30/1000	健保間の財政調整
	合計	94/1000(前年度:94/1000)	

※会社47/1000 被保険者47/1000の折半

収入の部		支出の部	
科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
健康保険料収入	1,130,738	事務費	35,886
国庫負担金収入他	371	保険給付費	642,000
調整保険料収入	15,907	前期高齢者納付金	248,420
繰入金	170,001	後期高齢者支援金	265,805
国庫補助金収入	495	退職者給付拠出金等	55,438
財政調整事業交付金	10,000	高齢者納付金等の計	569,663
雑収入	5,554	保健事業費	47,000
その他	3,970	財政調整拠出金	15,907
		その他	1,004
		予備費	25,576
収入合計	1,337,036	支出合計	1,337,036
経常収入合計	1,141,027	経常支出合計	1,295,550
経常収入支出差引額		△ 154,523 (前年:19,024)	

平成25年度 収入支出予算の概要 (介護保険)

<予算のポイント>

(1) 介護保険料率(※)を13/1000から14/1000へ引き上げる

※40歳以上65歳未満の被保険者及び左記年齢の被扶養者を扶養する被保険者(特定被保険者) から徴収する
保険料の料率

※介護保険料の変更については、平成25年3月27日付け通知(No.12014)で案内済です

[料率上げのご案内についてはここをクリック願います](#)

[保険料の差額についてはここをクリック願います](#)

実施年月日:4月支給の給与より

	新保険料率	旧保険料率
事業主負担	7.5/1000	7.0/1000
被保険者負担	6.5/1000	6.0/1000
合計保険料率	14.0/1000	13.0/1000

介護保険は各市町村が保険者として運営しており、健康保険組合は40歳以上65歳未満(※)の被保険者と事業主の保険料徴収業務を代行しています。毎年厚生労働省から介護保険に係る費用の見通しなどが示され、40歳以上の65歳未満の被保険者一人当たりの負担見込額を基に組合は加入者数等に応じて納付金を納めています。介護保険は高齢化が進むなか「利用者の増加＝給付の増加＝納付金の増加」という構造の中にあり、今後も負担(介護納付金)の増加傾向は続くものと思われます。

[詳細の引上げ理由についてはここをクリック願います](#)

平成25年度の収支見込は、保険料収入が被保険者の増加(40歳到達者)等により対前年比11.0%増を見込んでいますが、国から示された介護納付金(支出)は対前年比12.9%増となったことから、当年度の収入で支出を賄うことができないため積立金を取り崩した上に、さらに1/1000保険料率をアップすることで収支の均衡を図りました。

予算算出の基礎

(料率を1/1000アップ)

被保険者数 (年間平均)	1,130人(前年度:1,087人) ※特定被保険者除く
平均標準報酬月額 (年間平均)	370,350円(前年度:380,747円)
介護保険料率	14/1000(前年度:13/1000) 被保険者6.5/1000 会社7.5/1000

収入の部		支出の部	
科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
介護保険収入	92,261	介護給付金	96,026
繰越金	0	介護保険料還付金	50
繰入金	8,000	積立金	4,189
雑収入他	4		
収入合計	100,265	支出合計	100,265

※特定被保険者

本人が40歳未満であっても、40歳以上の家族を被扶養者としている場合などに、特定被保険者となり介護保険料の徴収対象となります。

平成25年度 健康保険組合が実施する保健事業計画



◆ 事業内容に変更ありません(前年と同じ) ◆

*一次健診の受診期間は9月末日で終了

科目	種目	実施内容	時期と補助金額など
特定保健指導	特定保健指導	・保健師による生活習慣病の改善指導<対メタボ> (積極的支援 動機付け支援)	健保の指定時期 費用無料/勤務先にて実施
保健指導宣伝	医療費通知	罹った医療費の内容についてのお知らせ	原則、年4回発行(6・9・12・3月)
	各種パンフ配布	生活習慣病などの疾病予防の啓蒙	随時
	健保ニュース	家庭向け広報(紙媒体)	原則、年4回発行(6・9・12・3月)
	健保だより	社員向け広報(社内イントラ)	随時
	一般保健指導	保健師による生活習慣病の改善指導<メタボ以外の要指導者を対象>	随時
特定健康 診査等 (疾病予防)	一般健診	一般健診 35歳未満(法定健診を実施)	4月～9月まで(組合・会社負担)
	成人病健診	成人病健診 35歳以上(特定健診項目含む)	4月～9月まで(組合・会社負担)
	人間ドック	①希望被保険者(特定健診項目含む) ②40歳以上の条件(*)を満たす被保険者 (詳細は健診に関する通知を参照願います)	4月～9月まで ①15,000円上限実費補助 上記補助金の他に②付加金15,000円上限実費支給 (①+②で30,000円を上限に実費支給) (*) 過去3年間に一次健診の未受診がない 入社3年未満のものは過去に未受診がない
	二次健診	一次健診の結果 要再検査者を対象	1月末日まで(組合負担・被保険者を対象)
	家族健診	40歳以上の被扶養者たる妻(特定健診項目含む)	9月～翌年1月まで(指定医療機関は全額組合負担) (指定以外5,000円上限実費補助)
	特定家族健診	40歳以上の被扶養者(妻を除く)	9月～翌年1月まで(指定医療機関は全額組合負担) (家族健診については7月に対象者へ案内)
	予防接種の補助	加入者(家族含む)を対象にインフルエンザの 予防接種に係る費用を補助する	10月～翌年1月まで(別途9月に案内) 指定医療機関にて1人1回1,000円を補助
	常備薬の斡旋	購入希望者は市販薬を薬卸ルートより購入 (健保の補助なし)	5月頃と11月頃(購入申込書/別途案内)

※健康診断の詳細については「健康診断に関する期初通達(4月上旬予定)」を確認下さい。

(再掲)

渡辺パイプ健康保険組合
理事長 藤 巻 隆

介護保険料の変更(引上げ)について

表題の件、去る平成25年2月26日に開催された第54回組合会において、下記の通り、介護保険料の料率変更(引上げ)が承認されましたので通知いたします。

記

1. 新料率について

	介護保険料率(%)		
	介護保険料率	社員負担	会社負担
現行料率	13.0/1000	6.0/1000	7.0/1000
新料率	14.0/1000	6.5/1000	7.5/1000
負担増	1.0/1000	0.5/1000	0.5/1000

2. 変更(引上げ)理由について

現行の介護保険の料率による保険料収入では、国へ支払う介護納付金の支払が困難になるため。[詳細の引上げ理由についてはここをクリック願います](#)

3. 対象者

40歳以上の被保険者と特定被保険者(40歳から65歳未満の人を扶養している社員)

4. 適用時期

平成25年4月25日の給与より

5. 新料率に伴う介護保険料負担増額について

(単位:円)

等級	標準報酬月額	変更前 (6/1000)	変更後 (6.5/1000)	月額負担増額
18	220,000	1,320	1,430	110
23	320,000	1,920	2,080	160
27	410,000	2,460	2,665	205
31	530,000	3,180	3,445	265

注1:上記の保険料は、被保険者負担分です。同額の負担額を会社が負担します。

注2:上記以外の標準報酬月額は、別シートの月額表を参照して下さい。

6. 一般保険料について

一般保険料(全社員から徴収する保険料)の料率は、今回変更はありません。

■ 参 考

健康保険組合を設立していない企業が加入している協会けんぽの保険料率は、平成25年4月から、一律 15.5/1000 です。(昨年同様)

以 上

介護納付金が年々増加する理由

全国で支払われる介護給付費（介護保険から給付される費用）は、第2号被保険者（40～64歳の被保険者/4,283万人）が29%を負担しています。当組合は、国から示された「第2号被保険者1人当たりの負担見込額」に加入する第2号被保険者数を乗じた介護納付金を保険者である市町村（国の機関が代行）に納入しています。 [下記<<別表2>>介護給付費の図を参照](#)

<<増加理由>>

- 1 H25年度概算納付金に要する介護給付等見込額（全国）が対前年比6.2%増加（※）<<下記別表2中のA（88,300億円）>>、それに伴い第2号被保険者1人当たりが負担する介護給付費の見込額<<下記別表2中の⑥>>が対前年比6%増加しました。
※介護を必要とする65歳以上の高齢者が増加したこと並びに介護報酬等の増加が主因
- 2 H23年度納付精算金について不足金が発生（※概算納付金<確定納付金）したため追加納入する必要がでた。

平成25年度介護納付金の計算（概略）

- 1 介護納付金は、①当年度概算納付金（仮払金）+②H23年度の納付精算金で算出（※）されます。
$$\text{H25年度納付金} = \text{①H25年度概算納付金} - \text{②} (\text{H23年度概算納付金} - \text{H23年度確定納付金})$$
- 2 ①のH25年度概算納付金は、下記<<別表2>>⑥の国が算出した第2号被保険者（40～64歳加入者）の負担額にH25年度の③第2号被保険者見込数を掛けて算出されます。
$$\text{①H25年度概算納付金} = \text{⑥H25年度第2号被保険者1人当り負担額} \times \text{③H25年度第2号被保険者見込数}$$
- 3 ②のH23年度納付精算金は、④H23年度概算納付金（仮払金）と⑤H23年度確定納付金（確定金）の精算により算出されます。
$$\text{④H23年度概算納付金} - \text{⑤H23年度確定納付金} (\text{下記⑩により算出})$$

$$1 \text{ H25年度納付金} \quad 84,677 \text{千円} - (-11,289 \text{千円}) = 95,966 \text{千円} (\text{※})$$

$$2 \text{ ①H25年度概算納付金} \quad \text{⑥} 59,800 \text{円} \times 1,416 \text{人} = 84,677 \text{千円}$$

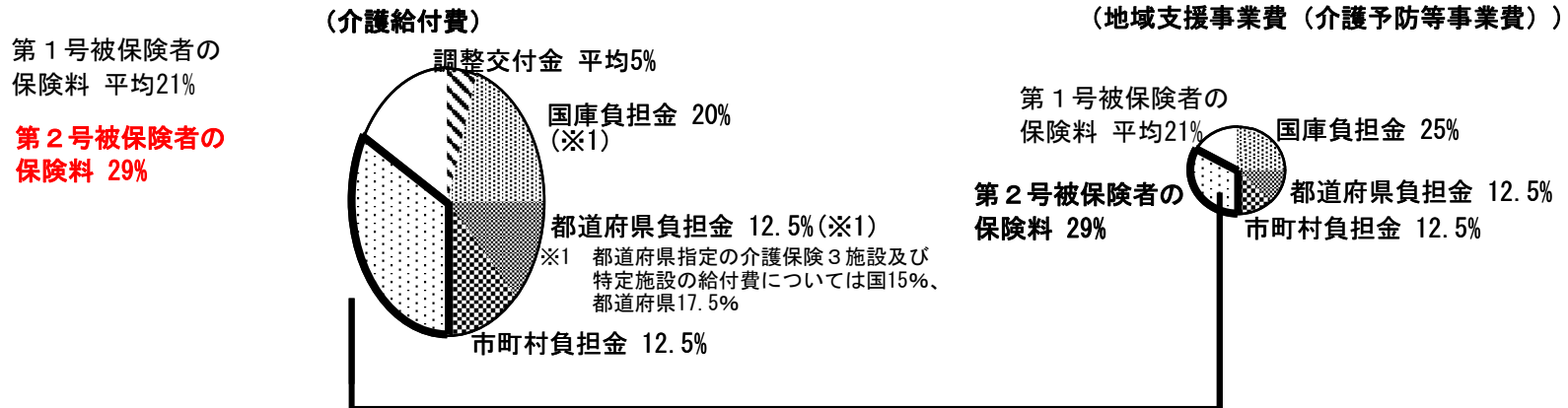
$$3 \text{ ②H23年度納付精算金} \quad \text{④} 65,788 \text{千円} - \text{⑤} (\text{⑩} 53,600 \text{円} \times 1,438 \text{人}) = \blacktriangle 11,289 \text{千円} (\text{追加納付})$$

※そのほかに保険者に対する調整金60千円あり。

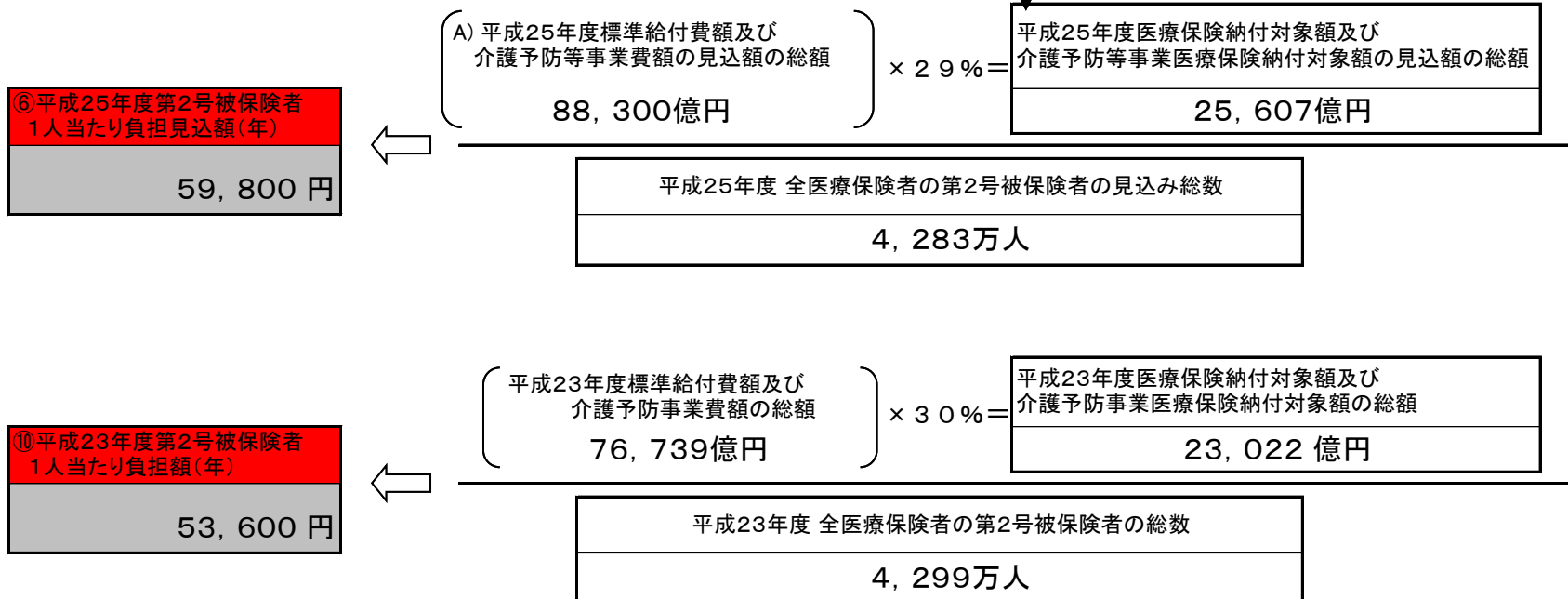
《別表2》

「⑥平成25年度第2号被保険者1人当たり負担見込額」及び「⑩平成23年度第2号被保険者1人当たり負担額」について

【介護給付費及び地域支援事業（介護予防等事業）の財源構成（平成25年度）】



【第2号被保険者1人当たり負担見込額等の概要】



介護保険料は、今までと比べてどれくらいUPするのか？

<新料率14/1000>

等級	標準報酬		報酬月額			保険料月額		
	月額(*)	日額				被保険者 保険料	事業主 保険料	合計 保険料(A)
	円	円			円未満	円	円	円
5	98,000	3,270	93,000	~	101,000	49	49	98
10	134,000	4,470	130,000	~	138,000	67	67	134
15	180,000	6,000	175,000	~	185,000	90	90	180
17	200,000	6,670	195,000	~	210,000	100	100	200
19	240,000	8,000	230,000	~	250,000	120	120	240
21	280,000	9,330	270,000	~	290,000	140	140	280
23	320,000	10,670	310,000	~	330,000	160	160	320
25	360,000	12,000	350,000		370,000	180	180	360
27	410,000	13,670	395,000	~	425,000	205	205	410
29	470,000	15,670	455,000		485,000	235	235	470
31	530,000	17,670	515,000	~	545,000	265	265	530
34	620,000	20,670	605,000	~	635,000	310	310	620
37	710,000	23,670	695,000	~	730,000	355	355	710
40	830,000	27,670	810,000	~	855,000	415	415	830

* 標準報酬月額

健康保険では皆さんが会社から受ける4~6月の報酬(残業代・通勤手当等含む)を基にいくつかの等級に区分した仮の報酬(標準報酬月額)にあてはめ、毎年9月から翌年の8月までの間これをもとに保険料等を計算します。

<被保険者の年間負担増額>

標準報酬月額 320,000円/23等級の場合

毎月の保険料UP額 160円(上記表) × 12月 = 1,920円

※上記の年間負担増額には、賞与は含まれていません。賞与についても新保険料率(14/1000)が適用されます。

[公告第202号]

任意継続被保険者の標準報酬月額の特

健康保険法第47条第2項の規定に基づいて、次のように決定したので事務取扱規程第8条により公告する。

平成25年3月29日

渡辺パイプ健康保険組合

理事長 藤 卷 隆

記

1. 法第37条の規定による被保険者の標準報酬月額は、引続き 従前のものによる。
但し、従前の標準報酬月額が320,000円を超える者については、当該月額をもって標準報酬とみなす。

2. 適用年月日

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

以上

* 上記の公告は、退職した場合に任意継続被保険者となる時に用いる標準報酬月額決定時について案内したものです。

<ポイント>

任意継続被保険者となる時(喪失時)の標準報酬月額が32万円以上の場合は、全標準報酬月額の平均額である32万円とする。

● 個人情報の第三者提供・共同利用について（お知らせ） ●

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者(当組合含む)は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。しかし、被保険者等にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて被保険者等から特段明確な反対、保留の意思がないものについては「同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

当組合では、以下の事項につき、その趣旨に該当するものいたしますので、同意されない場合には、組合まで申し出願います。組合規約および個人情報保護管理規程に基づき対応します。なお、申し出がない場合には、同意があったものとして取扱わせていただきます。

<当組合は、個人情報について次のとおり第三者提供・共同利用を行いますのでお知らせします>

1. 第三者提供

◆医療費通知（家族も第三者とみなす）

被保険者等の利益や事業主の事務処理負担等を考慮し医療費通知については従来どおり世帯単位で作成し事業所ごとに送付いたします。

2. 共同利用

◆高額療養給付に関する交付金交付事業

<項目>

診療報酬明細書（調剤含む）のコピー

氏名・性別・本人家族別・入院外来別・診療年月・請求金額などを記載した申請書類

共同利用者： 健康保険組合連合会 東京都港区南青山1-24-4

利用目的： 健康保険法附則第2条に基づく事業で、当組合にとって高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部が健保連から交付されるものである。

◆健康診断結果

<項目>

一般健診、生活習慣病予防健診、人間ドックの受診者に係る

氏名・生年月日・住所・電話番号・事業所名・社員コード・健診種目名・健診受診日

健診実施機関名・同所在地・相談、指導内容・所見

共同利用者： 渡辺パイプ(株) 東京都中央区築地5-6-10

利用目的： 被保険者に対して健診結果に基づく事後指導を効果的に行うため。

※なお、上記の取り扱いに関し同意いただけない場合は、下記まで連絡願います。

<連絡先>

東京都中央区築地5-6-10

渡辺パイプ健康保険組合

tel 03-3549-3082 fax 03-5565-6385

E-mail:kenpo@sedia-system.co.jp